各 位

経済産業省経済産業政策局企業行動課 国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課 都市局まちづくり推進課

# 特定の事業用資産の買換特例の活用実績及び不動産の売却・取得意向に関する調査(依頼)

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

日頃より経済産業・国土交通行政につきまして、格別の御支援・御協力を賜りまして、誠にありがとう ございます。

特定の事業用資産の買換特例(1号・4号買換)は、令和5年3月末において適用期限を迎えることとなりますが、本制度については、その存続の必要性が厳しく問われており、存続のためには詳細な適用実態及び効果等について把握する必要があります。

つきましては、課税の特例の活用実績等について把握するため、下記のとおり調査を実施させていただきたく、お忙しい中、大変恐縮ではございますが、本調査へのご協力をお願いいたします(他団体経由で同様のアンケートに既に回答している場合は、改めてご回答いただく必要はございません。)。

なお、ご提出頂きましたデータにつきましては、本特例の政策効果等を検証するためのデータとして集計した上で公表させていただく可能性はありますが、個別データを公表するものではありません。

また、アンケートの回答内容につきまして、後日、経済産業省・国土交通省の担当者等から問合せさせていただく場合もございますので、ご了承ください。

記

#### 1、調査の目的

「特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例」の適用実績等に関する詳細調査を 行うことを目的とします。

(租税特別措置法第65条の7第1項第1号及び第4号)

- ⇒ (1号) 既成市街地等内にある 10 年超保有の事業所用途の建物等を譲渡して、特定の地域内の 土地等等を取得した(買い換えた)場合、譲渡益の課税を繰り延べる特例(繰延率80%)
  - (4号) 10 年超保有の土地等、建物・構築物を譲渡して、一定の土地等、建物、構築物等を取得 した(買い換えた)場合、譲渡益の課税を繰り延べる特例(繰延率70~80%)

## 2、調査の対象

(一社) 日本ビルヂング協会連合会の会員企業

## 3、調査方法及び様式

質問票をご覧いただき、回答を E-mail、Fax 又は郵送で下記の提出先まで提出願います。

4、提出期限 令和4年3月18日(金)

#### 5、提出先

国土交通省 不動産・建設経済局不動産市場整備課 吉田・児玉 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3中央合同庁舎3号館

Fax: 03-5253-1579

E-mail: yoshida-y2ha@mlit.go.jp kodama-k2hf@mlit.go.jp

## 6、問い合わせ先

# 【問0~10について】

国土交通省 不動産・建設経済局不動産市場整備課 吉田・児玉

Tel: 03-5253-8381 (内線 30657)

E-mail: yoshida-y2ha@mlit.go.jp kodama-k2hf@mlit.go.jp

# 【問 11~12 について】

国土交通省 都市局まちづくり推進課 荒金・安藤

Tel: 03-5253-8111 (内線 32573・32576) E-mail: hqt-daitoshiken@mlit.go.jp